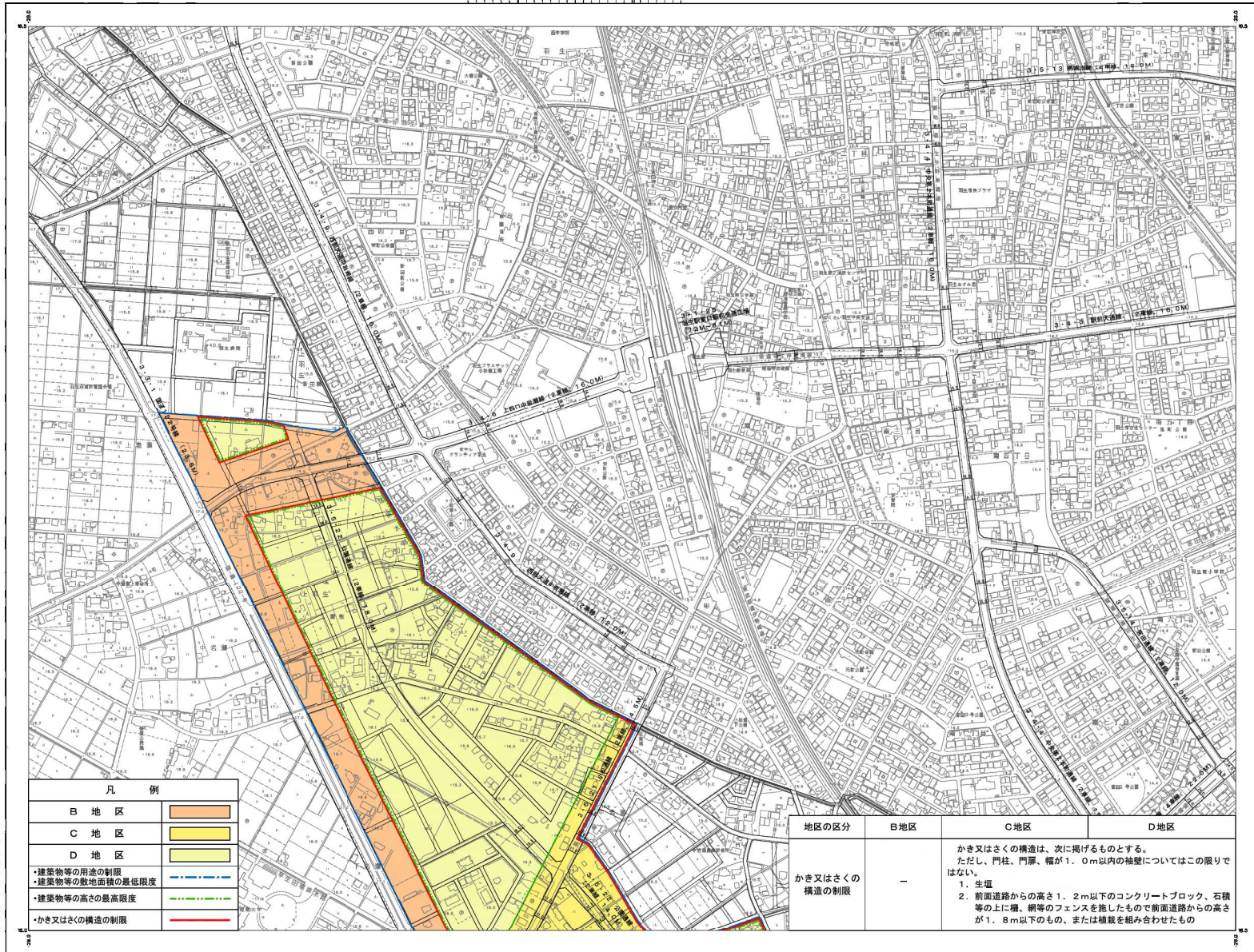


# 羽生市地形図 17

## 地区計画一地区整備計画図

平成二十年三月作成

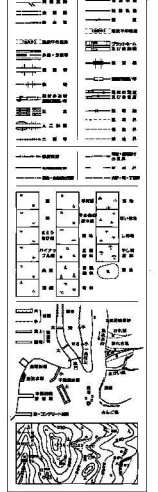


凡 例	
B 地区	
C 地区	
D 地区	
・建築物等の用途の制限	
・建築物等の敷地面積の最低限度	
・建築物等の高さの最高限度	
・かき又はさくの構造の制限	

地区の区分	B地区	C地区	D地区
かき又はさくの構造の制限	—	かき又はさくの構造は、次に掲げるものとする。 ただし、門柱、門扉、幅が1.0m以内の軸壁についてはこの限りではない。 1. 生垣 2. 前面道路からの高さ1.2m以下のコンクリートブロック、石積等の上に横、縦等のフェンスを施したもので前面道路からの高さが1.8m以下のもの、または種裁を組み合わせたもの	



記号	説明
	建築物の敷地面積
	建築物の用途
	建築物の高さ
	建築物の敷地面積の最低限度
	建築物の高さの最高限度
	かき又はさくの構造の制限



国際建築株式会社調製

平成二十年三月作成

1:2,500

羽生市

NO.17  
(IX-JD33-3)